

選挙規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第6条, 第27条, 28条及び31条に基づく, 代議員, 理事・監事及び理事長・常務理事選出は, 本規程の定めるところによる。

(選挙管理委員会)

- 2 選出のための選挙管理事務は, 選挙管理委員会規程に定める選挙管理委員会が行う。

(公示)

- 3 選挙の公示は, 投票の締め切り期日の2箇月前までに, 選挙管理委員会が行う。
- 4 選挙の公示には, 次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 選挙を行う事由と投票方法
 - (2) 投票の締め切り期日及び開票の期日

(代議員の選出)

- 5 代議員は, 専門別代議員及び地域別代議員から構成される。
- 6 代議員は, 正会員の直接選挙によって選出される。
- 7 代議員の選挙は, 次のように行う。
 - (1) 選挙人はすべての正会員とする。
 - (2) 被選挙人はすべての正会員とする。
 - (3) 選挙公示日における正会員登録に基づき会員データを確定し, それを以て選挙台帳とする。
 - (4) 原則として電子投票とする。詳細は別途定める。
 - (5) 専門別代議員については選挙人の専門にかかわらず3名連記, また, 地域別代議員については選挙人の地域から3名連記とする。
- 8 当選者の決定は, 次のように行う。
 - (1) 当選者の決定は, 専門別及び地域別のそれぞれについて, 得票数の上位から定数までを当選とする。
 - (2) 当落の境界に同点者が生じた場合は, 抽選によって決定する。
 - (3) 同一人が専門別及び地域別の双方に当選した場合は, 地域別による当選を優先し, 専門別の当選者は次点者をもって補う。
- 9 専門別代議員の区分及び定数は, 次のように定める。ただし, 選挙台帳に登録している専門別区分が複数の場合は, 第1順位のものをもって被選挙人の専門区分とする。
 - (1) 区分は, 次の5部門とする。
 - ① 第1部門 (知覚, 生理, 思考, 学習)

- ② 第2部門（発達，教育）
 - ③ 第3部門（臨床，人格，犯罪，矯正）
 - ④ 第4部門（社会，産業，文化）
 - ⑤ 第5部門（方法，原理，歴史，一般）
- (2) 定数は，当分の間150とする。各部門の定数は，選挙台帳に基づく各部門の所属正会員数に応じて比例配分し，会員に通知する。
- 10 地域別代議員の区分及び定数は，次のように定める。所屬地域は選挙台帳により，原則として選挙人及び被選挙人に主要所屬機関がある場合は，その所在地域とする。
- (1) 区分は，次の7地域とする。
- ① 北海道
 - ② 東北（青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県）
 - ③ 関東（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県）
 - ④ 中部（富山県，石川県，福井県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）
 - ⑤ 近畿（滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県）
 - ⑥ 中国・四国（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県）
 - ⑦ 九州・沖縄（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県）
- (2) 定数は，当分の間150とする。各地域の定数は，選挙台帳に基づく各地域の所属正会員数に応じて比例配分し，会員に通知する。
- 11 代議員の任期は，選任の2年後に実施される選挙で次期代議員が決定するまでとする。
- (理事及び監事の選出)
- 12 理事は，専門別理事及び地域別理事から構成される。
- 13 理事の定数配分は，原則として専門別理事が理事総数の半数，地域別理事も理事総数の半数とする。
- 14 専門別理事，地域別理事及び監事の選挙は次のように行う。
- (1) 原則として電子投票とする。詳細は別途定める。
 - (2) 専門別理事は専門別代議員の，また地域別理事は地域別代議員の互選とする。監事は，全代議員の互選とする。
 - (3) 代議員は，専門別・地域別理事を自らが所属する専門と地域ごとに単記で投票する。
 - (4) 全代議員は，監事（定数2）を単記で投票する。
 - (5) 専門別・地域別理事の当選者の決定は，第8条(1)，(2)に準じて行う。
 - (6) 専門別・地域別理事，監事の双方に当選した場合は，理事を優先し，監事の当選

者は次点者をもって補う。

- 15 専門別理事は、9(1)で定められた区分に基づき、第1・5部門を大区分A、第2・3・4部門を大区分Bとし、理事総数の半数を選挙台帳に基づく大区分の所属会員数に応じて比例配分し、会員に通知する。
- 16 地域別理事は、10(1)で定められた区分のうち、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国及び九州・沖縄を地域区分とし、理事総数の半数を選挙台帳に基づく各地域の所属正会員数に応じて地域区分ごとに比例配分し(ただし、各地域区分ごとに最低1名とする。)、会員に通知する。

(理事長及び常務理事の選出)

- 17 理事長及び常務理事の選出は、新しく選出された理事によって次のように行う。
 - (1) 理事長は、専門別及び地域別理事の単記・無記名投票によって互選により選出する。投票総数の過半数の票を得た理事を理事長とする。過半数を得た者がいない時は、上位2名を被選挙人とする投票を行い、上位得票者を理事長とする。得票が同数の場合は、抽選によって選出する。
 - (2) 常務理事の選出は、理事の互選とする。

(代議員・役員の決定)

- 18 選出の結果にもとづき、代議員、理事・監事、理事長・常務理事を次の通り決定する。
 - (1) 代議員は、当選者の就任承諾の電磁的記録または書面受理をもって決定する。
 - (2) 理事及び監事は、総会の決議によって決定する。
 - (3) 理事長及び常務理事は、総会後開催される理事会の決議により決定する。

(ジェンダーバランスへの配慮)

- 19 代議員・役員の選出にあたっては、ジェンダーバランスに配慮する。

(規程の改正)

- 20 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、2015年6月21日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2016年3月22日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2018年9月25日より施行する。
- 4 本規程の改正は、2019年3月11日より施行する。
- 5 本規程の改正は、2020年5月29日より施行する。
- 6 本規程の改正は、2020年9月12日より施行する。

7 本規程の改正は、2022年9月10日より施行する。